

## 第5回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年3月2日（月）  
（本会議終了後）  
全員協議会室

- 【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長  
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員  
【議長団】澁谷議長  
【事務局】下間局長、濱見書記
- 

### 議題

- 1 前回の振り返り
- 2 浜田市議会政治倫理条例の改正について
  - (1) 条例改正案
  - (2) 議会運営委員会への報告
  - (3) その他
- 3 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分 場所

---

# 第4回 議員定数等議会活性化特別委員会 要点

令和8年2月18日

## 1. 決定・確認された事項

### ○ハラスメント条例の制定方針について

- ・ 執行部は「カスタマーハラスメント」に特化した防止条例の制定を目指す方針。
- ・ 議会は、執行部との共同による包括的条例（カスタマーハラスメント+パワーハラスメント）の制定は現状困難であるため、主に「パワーハラスメント」の防止・抑止に関する取組および条例制定を目指して活動を進めることを確認。

### ○連携について

- ・ 条例制定のプロセスは別々となるが、「ハラスメント撲滅」という目的は共有し、執行部と議会で情報共有や意見交換を継続することを確認。

### ○浜田市議会政治倫理条例の見直しについて

- ・ 現行条例が SNS での誹謗中傷など現代の課題に対応していないとの認識で一致し、改正作業に前向きに取り組むことを決定。

### ○議員定数の適正化に関する議論の進め方について

- ・ 議論のスケジュール感として、任期の折り返しである2年後を目途に一定の方向性を出すことを確認（ただし、議論の進捗に応じて弾力的に対応）。
- ・ 市民アンケートについては、市民の議会活動への理解が十分でない現状等を考慮し、今回は実施しない方針を決定。

## 2. 継続審議・今後の検討課題

### ○パワハラ防止条例の実効性確保

- ・ 単なる理念条例ではなく、罰則規定、教育・啓発、相談・救済窓口（第三者機関）、実態調査のサイクルなどを盛り込んだ実効性のある条例のあり方について、引き続き検討が必要。

### ○議員定数および議会活性化

- ・ 議員定数のあり方（議論の視点、積み上げ方式の是非など）。
- ・ 前回委員会からの申し送り事項（多様な人材の立候補しやすい環境整備等）の確認と具体的な進め方。

### ○先進地事例の調査

- ・ 条例制定後の効果（施行前後の変化）が分かる事例を調査する必要性。
- ・ 全市民を巻き込むような包括的なハラスメント防止条例を制定している自治体の事例を引き続き調査。

## 3. 次回までの宿題・アクション

### 【正副委員長・事務局】

職員向けハラスメント実態調査アンケート案の修正：

- ・本日の委員会が出された意見（「受け手の気持ち」を問う項目の追加、相談窓口の機能に関する質問など）を反映し、Web フォームでの実施に向けた最終案を作成する。

#### **浜田市議会政治倫理条例の改正素案の作成：**

- ・先進事例（三郷市、福知山市など）を参考に、SNS に関する規定などを盛り込んだ改正素案を作成し、LINE WORKS で委員に共有する（次回委員会での議論のため）。

#### **【各委員】**

##### **先進地視察先の検討：**

- ・事務局が提供した資料を読み込み、オンライン視察も含めて、視察・調査を希望する自治体の提案を準備する。

#### **4. 次回日程と予定議題**

**○日時：令和 8 年 3 月 2 日（月）一般質問終了後**      **○場所：全員協議会室**

##### **○予定議題：**

1. 浜田市議会政治倫理条例の改正案について

#### **5. 各議題の議論概要（詳細）**

##### **○ハラスメントの防止に関する取組について**

###### **職員向けアンケート調査：**

- ・おおむね案の内容で了承されたが、「相談結果」の設問構成の工夫や、「行為をどう感じたか」という受け手の心情を問う項目の追加などの意見が出された。
- ・市の相談窓口が機能しているかを問う質問の必要性も指摘された。
- ・実施は Web フォーム形式で行い、速やかに着手することで合意した。

###### **浜田市議会政治倫理条例の見直し：**

- ・現行条例が SNS 利用など現代の状況に即していないとの意見で一致。
- ・改正により、新たな条例制定を待たずとも現状のハラスメントに対する一定の抑止力になるとの期待が示された。
- ・スピード感を持って取り組むべきとの意見が多数を占め、3 月定例会での提案を目指して作業を進めることになった。

###### **先進地視察の検討：**

- ・視察先に求める要素として、「全市民を巻き込む包括的な条例を持つ自治体」や「条例制定によって状況が改善した実例を持つ自治体」などが挙げられた。
- ・視察方法として、距離や予算に捉われないオンライン視察も積極的に活用する方針が確認された。

##### **○議員定数の適正化について**

###### **議論の進め方とスケジュール：**

- ・「削減ありきではない」ことを再確認。

- ・ 議論のスケジュールについて、「立候補予定者のために早く決めるべき（2年前）」との意見と、「ハラスメント問題に注力するため、任期後半でも良い」との意見が出されたが、最終的に「任期の折り返し（2年後）を目途とする」ことで共通認識とした。

#### **市民アンケートの実施について：**

- ・ 「市民の意見を聞く機会が必要」との意見があった一方で、「市民の議会への理解が不十分な中でのアンケートは『削減』意見に偏る」「過去に結果が反映されなかった経緯がある」などの慎重意見が多数を占め、今回は実施しないことで合意した。

#### **○次期議会への申し送り事項について**

- ・ 「多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備」は議員定数の議論と連動して進めるべきとの意見が出た。
- ・ 3つの申し送り事項のうち、特に「市への要望・提言等に対する対応状況の検証」を中心に議論を進めていく方向性が示された。

## 浜田市議会議員政治倫理条例 改正（案）

### 新旧対照表

現行条例	改正案
（政治倫理基準の遵守等） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	（政治倫理基準の遵守等） 第3条 （現行どおり）
（1）市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	（1）市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎むこと。
（2）（略）	（2）（略）
（3）（略）	（3）（略）
（新設）	（4）市の職員その他の者に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務の執行を妨げないこと。
（新設）	（5）議員個人に市又は市が出資している法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは当該法人等に申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。
（4）（略）	（6）（略）
（新設）	（7）発言又はチラシ、ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）その他の媒体を利用した情報発信において、 <b>個人又は法人その他団体の名誉を毀損し、又は個人情報漏洩など人格を損なう一切の行為をしないこと。</b>
（5）（略）	（8）（略）
（6）（略）	（9）（略）
（新設）	（10） <b>暴力団又は暴力団員若しくはこれらと関係を有する者と社会的に非難される関係を持たず、その活動を助長し、又は利益を供与する行為をしないこと。</b>
（新設）	（11） <b>職務上知り得た秘密情報及び個人情報を適正に管理し、正当な理由なくこれを漏らし、又は不正に利用しないこと。退職後においても同様とする。</b>

現行条例	改正案
(審査会の委員) 第7条 1～5 (略)	(審査会の委員) 第7条 1～5 (略)
(新設)	<u>6 議長が審査対象議員になった場合副議長が代行する。</u>
(新設)	<u>7 委員は審査対象議員との利害関係のないものとする。</u>

## 浜田市議会議員政治倫理条例（改正後全文案）

### （目的）

第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### （議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。

3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

### （政治倫理基準の遵守等）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を**慎むこと。**

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) 市の職員その他の者に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務の執行を妨げないこと。

(5) 議員個人に市又は市が出資している法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは当該法人等に申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。

(6) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）その他の媒体を利用した情報発信において、**個人又は法人その他団体の名誉を毀損し、又は個人情報**の漏洩など人格を損なう一切の行為をしないこと。

(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けしないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

**(10) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと関係を有する者と社会的に非難される関係を持たず、その活動を助長し、又は利益を供与する行為をしないこと。**

**(11) 職務上知り得た秘密情報及び個人情報 を適正に管理し、正当な理由なくこれを漏らし、又は不正に利用しないこと。退職後においても同様とする。**

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。  
(審査請求)

第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 議員 議員2人以上が連署する書面

(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面

(審査会への審査要請)

第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

第7条 審査会の委員は、6人とする。

2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

**6 議長が審査対象議員になった場合副議長が代行する。**

**7 委員は審査対象議員との利害関係のないものとする。**

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

（議員の協力義務）

第9条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

（釈明の機会の保障）

第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

（虚偽報告等の公表等）

第11条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第14条に準じた措置を講ずることができる。

（審査結果の報告等）

第12条 審査会は、第5条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

（審査会の公開）

第13条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

（政治倫理基準違反に対する措置）

第14条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

（審査結果の尊重）

第15条 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

（贈収賄罪等の刑確定後の措置）

第16条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

**1 この条例は、公布の日から施行する。**

政治倫理条例 「政治倫理基準」の条項別比較一覧表

項目	埼玉県 三郷市	愛知県 犬山市	千葉県 市原市	京都府 福知山市	愛知県 東浦町
人口(約)	14.2万人	7.3万人	26.5万人	7.5万人	4.9万人
制定(施行)日	R7.3.21 制定 R7.4.1 施行	R4.11.25 制定 R5.4.30 施行	R5.9.15 制定 即日施行	R7.3.27 制定 R7.4.1 施行	R5.3.27 制定 R5.4.1 施行
【修正】 品位・名誉・信頼	第3条(1) 名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。	(不正の疑惑を持たれる行為の禁止)	(不正の疑惑を持たれる行為の禁止)	第5条(17) 信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。	(不正の疑惑を持たれる行為の禁止)
【追加】 職員へのハラスメント ・不当要求	第3条(2)(3) 職員等の権限・地位による影響力を不正に行使しないこと。公正な職務執行を妨げないこと。	第5条(8) 職員等に対し、嫌がらせ、恫喝、強要等をし、公正な職務執行を妨げ、不正行為をさせる働きの禁止。	第3条(7) 職員の公正な職務執行を妨げ、職務権限を不正に行使させる働きかけの禁止。	第5条(8) 職員等に対し、嫌がらせ、恫喝、強要等をし、公正な職務執行を妨げ、不正行為をさせる働きの禁止。	第3条(4) 職員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使する働きの禁止。
【追加】 個人の調査権限不存在 ・強要禁止	(一般的な職務強制禁止に含まれる)	第5条(9) 議員個人に調査権限がないことを認識し、市などに申入れ若しくは要望に応えることの強要を禁止。	(一般的な職務強制禁止に含まれる)	第5条(9) 議員個人に調査権限がないことを認識し、市などに申入れ若しくは要望に応えることの強要を禁止。	(一般的な職務強制禁止に含まれる)
【追加】 SNS・ネット上の誹謗中傷	第3条(9) ウェブサイト等への掲載を含む発言・情報発信について、他者の名誉毀損・人格を損なう行為を禁止。	第5条(2) SNS、ウェブサイト等での情報発信において、他人の名誉毀損・人格を損なう行為を禁止。	第3条(5) ウェブサイト等への掲載を含む発言・情報発信について、他者の名誉毀損・人格を損なう行為を禁止。	第5条(12) 差別的な取扱い、虐待、性的・誹謗中傷する言動の禁止。 ※SNS等の明記はないが、(2)で発信全般を規制。	第3条(6) SNS等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信で、誹謗中傷や名誉毀損を禁止。
【追加】 暴力団排除	(規定なし)	第5条(13) 暴力団排除条例による、暴力団との交流などを禁止。	(規定なし)	第5条(13) 暴力団排除条例による、暴力団との交流などを禁止。	(規定なし)
【追加】 秘密の漏洩	(規定なし)	第5条(14) 議員として職務上知り得た秘密の漏洩を禁止。	(規定なし)	第5条(14) 暴力団排除条例による、暴力団との交流などを禁止。	(規定なし)

## 政治倫理条例 「政治倫理基準」全文

浜田市	埼玉県 三郷市	愛知県 犬山市	千葉県 市原市	京都府 福知山市	愛知県 東浦町
<p>(政治倫理基準の遵守等)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p> <p>(4) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p> <p>(6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。</p> <p>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑</p>	<p>(政治倫理規準)</p> <p>第3条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会的規範のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。</p> <p>(2) 市の職員、市が出資している法人及び指定管理者の役員又は職員(以下「市職員等」という。)の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(3) 市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。</p> <p>(4) 市職員等の採用、昇任、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。</p> <p>(5) 市が行う許可、認可等の処分、行政指導、補助金等の交付の決定又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけないこと。</p> <p>(6) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。</p> <p>(7) 政治活動に関し、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。</p> <p>(8) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為を</p>	<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。</p> <p>(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。</p> <p>(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。</p> <p>(5) 市又は次に掲げる者のうち議長が規則で定めるもの若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)(以下「指定法人等」という。)が行う許認可、工事等の請負契約(下請負に係る契約を含む。)、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市又は市が出資その他財政支出等を行う法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定管理者の指定、請負その他の契約又は補助金等の交付決定に不正に関わらないこと。</p> <p>(3) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。</p> <p>(4) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗(ひぼう)中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(5) 発言又は情報発信(ウェブサイト等への掲載を含む。)は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為(第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。)をしないこと。</p> <p>(6) その地位を利用して金品の授受をしないこと。</p> <p>(7) 市等の職員の公正な職務の執行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるような働きかけをしないこと。</p>	<p>(政治倫理基準の遵守)</p> <p>第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。</p> <p>(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。</p> <p>(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。</p> <p>(5) 市又は次に掲げる者若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)(以下「指定法人等」という。)が行う許認可、工事等の請負契約(下請負に係る契約を含む。)、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 不正を疑われるような金品の授受、飲食の供給その他これに類する行為をしないこと。</p> <p>(2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。</p> <p>(3) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の企業、個人、団体等に対し、有利又は不利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 町の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員(以下これらを「職員」という。))の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5) 職員の採用、昇給、異動等の人事に関し、不当に関与しないこと。</p> <p>(6) SNS(ソーシャルネットワークサービス)等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合(第三者をしてこれらをさせる場合を含む。)は、ひぼう中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。</p>

<p>の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>	<p>し、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。</p> <p>(9) 発言又は情報発信(ウェブサイト等への掲載を含む。)は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。</p>	<p>ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体</p> <p>イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人</p> <p>ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体</p> <p>(6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(姻族を含む。)の一身上に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。</p> <p>(7) 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職にある者(議員を除く。))を含む。以下同じ。)又は指定法人等の職員(役員を含む。以下同じ。)の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。</p> <p>(8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。</p> <p>(10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等に</p>	<p>(8) 政務活動費については、市原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年市原市条例第1号)に基づき適正に使用し、及び処理すること。</p> <p>(9) 法令等を遵守し、議会及び委員会の決定事項等を誠実に守ること。</p>	<p>ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体</p> <p>イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人</p> <p>ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体</p> <p>(6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(姻族を含む。)の一身上に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。</p> <p>(7) 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職にある者(議員を除く。))を含む。以下同じ。)又は指定法人等の職員(役員を含む。以下同じ。)の採用、就任、昇任、降任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。</p> <p>(8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。</p> <p>(10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等に</p>	<p>(7) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(8) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。</p> <p>(9) 町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと。</p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。</p>
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>より人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。</p> <p>(11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。</p> <p>(12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(13) 犬山市暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかに関わらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。</p> <p>(14) 議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。</p> <p>(15) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。</p>		<p>より人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。</p> <p>(11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。</p> <p>(12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(13) 福知山市暴力団排除条例(平成24年福知山市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかにかかわらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。</p> <p>(14) 議員として職務上知り得た情報を不当な目的のために使用し、又は第三者に漏えい又は伝達しないこと。</p> <p>(15) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。</p> <p>(16) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

# 浜田市議会議員政治倫理条例の改正の検討について（報告）

議員定数等議会活性化特別委員会  
委員長 川神 裕司

議員定数等議会活性化特別委員会では、ハラスメント防止に関する取組の一環として、現行の「浜田市議会議員政治倫理条例」について、より実効性を高めるための見直し検討を開始しました。

については、「浜田市議会申し合わせ事項」の規定に基づき、次のとおり、現時点における検討の経緯、目的及び概要について、議会運営委員会に報告します。

## 1. 経緯

当特別委員会においてハラスメント防止に関する取組を議論する中で、現行の政治倫理条例が、SNS 等の利用における問題や多様化するハラスメント行為など、現代的な課題に十分対応できていないとの認識で一致しました。

こうした中、令和 8 年 1 月 20 日には全議員を対象とした「議員活動とハラスメントについて考える」と題する研修会が開催され、議員に求められる高い倫理観と人権意識の向上が改めて確認されました。さらに、令和 8 年 2 月 5 日付（総第 229 号）で浜田市長から、職員の働き方改革の推進及び庁舎管理への協力依頼があり、議会としても職員が健全な環境で職務に専念できるよう、ハラスメント防止に向けたより具体的な姿勢を示す必要があるとの結論に至りました。

## 2. 目的

議員一人ひとりが高い倫理観と責任を自覚し、市民の負託に応える議会活動を確保するとともに、市長から要請のあった職員の円滑な業務遂行を支え、健全な執務環境を確保するため、近年の社会情勢の変化に即した、より実効性のある政治倫理基準を定めることを目的とします。

## 3. 概要（改正の骨子）

現行条例の政治倫理基準（第 3 条）を中心に、主に以下の視点から条文の追加・修正を検討します。

- (1) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを利用した情報発信における責務と禁止行為の明確化
- (2) 市職員等の公正な職務執行を不当に妨げる行為に関する規定の強化
- (3) 議員個人が、市へ調査や要望に応えることの強要を禁止する規定の追加
- (4) その他、先進自治体を参考とした現代的な課題に対応するための規定の追加